

## 確認申請手数料表

床面積	業務区分	新2号等	新3号	型式適合
100 m <sup>2</sup> 以下	基本額	38,000	25,000	20,000
	構造計算書審査加算※	19,000	19,000	—
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	48,000	32,000	25,000
	構造計算書審査加算※	24,000	24,000	—
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以下	基本額	60,000	40,000	32,000
	構造計算書審査加算※	30,000	—	—
300 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	基本額	75,000	50,000	40,000
	構造計算書審査加算※	37,000	—	—
500 m <sup>2</sup> 超	基本額	90,000	60,000	48,000
	構造計算書審査加算※	45,000	—	—
面積共通：省エネ仕様審査加算（棟ごと）		8,000	—	8,000
面積共通：天空率計算審査加算		12,000		
昇降機：1台ごと		20,000		

※建物区分について、新2号や新3号は、令和7年4月1日施行の建築基準法第6条第1項各号の建築物を示す。但し、新3号建築物であっても建築士でない者の設計に係る場合は第2号等とみなす。（以下、他の手数料表において同じ。）

※本表における床面積については、以下の場合を除き申請部分の延べ面積とする。

- ・既存建築物に増築する場合は、既存部分（同一棟に限る）の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した面積とする。
- ・大規模な修繕、大規模な模様替えの場合は、修繕又は改修に係る建築物の床面積の1/2の面積とする。

※構造計算書は、許容応力度計算によるものを言い、構造耐力上一体とみなす建物単位で数える。

※省エネ仕様審査加算は、国土交通大臣の定めた仕様基準により、適判通知書等の添付を省略して確認申請を受けるものをいう。

※類似性のある計画が年間を通じて一定申請される等により、審査が軽減できる場合の手数料は別途定める。

## 計画変更確認申請手数料表

床面積	業務区分	弊社で直前確認を行ったもの			他機関 確認
		新2号等	新3号	型式適合	
100 m <sup>2</sup> 以下	基本額	15,000	12,000	12,000	弊社の当初の確認申請手数料表による手数料額
	構造計算書審査加算	10,000	10,000	—	
100 m <sup>2</sup> 超	基本額	22,000	16,000	12,000	
	200 m <sup>2</sup> 以下	構造計算書審査加算	14,000	12,000	
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	30,000	20,000	16,000	
300 m <sup>2</sup> 以下	構造計算書審査加算	20,000	—	—	
	300 m <sup>2</sup> 超	基本額	38,000	25,000	
500 m <sup>2</sup> 以下	構造計算書審査加算	27,000	—	—	
	500 m <sup>2</sup> 超	基本額	45,000	30,000	
	構造計算書審査加算	35,000	—	—	
	面積共通：大幅な設計変更の場合		確認申請手数料表の80%相当額		
面積共通：天空率計算審査加算		12,000			
昇降機：1台ごと		14,000			

※本表における床面積は、変更により増加した部分の床面積に、それ以外の申請部分の床面積の1/2を加算したものとする。

※構造計算書は、許容応力度計算によるものを言い、構造耐力上一体とみなす建物単位で数える。

※直前の確認を構造計算書無しで行っている場合の構造計算書審査加算は、本表によらず、確認申請手数料表の該当箇所を適用する。

※大幅な設計変更とは、確認申請の出し直しには至らない階数の変更、構造種別の変更、主要用途の変更又は工事種別の変更若しくは当初申請の3割以上の床面積又は建築面積の増加（棟単位：申請建物、既存建物とも）、3割以上の敷地面積の減少、特例適用区分の変更、その他これらと同等程度に新たな審査を要するものをいう。

## 中間検査手数料表

申請床面積	業務区分	新2号等	新3号	型式適合
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	34,000	32,000	25,000
	構造計算書審査加算	26,000	26,000	—
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以下	基本額	42,000	—	30,000
	構造計算書審査加算	35,000	—	—
300 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	基本額	50,000	—	35,000
	構造計算書審査加算	45,000	—	—
500 m <sup>2</sup> 超	基本額	58,000	—	40,000
	構造計算書審査加算	55,000	—	—

※本表における申請床面積は、検査に係る床面積とする

※島しょ部の検査は6,600円を加算する、但し定期航路の利便上検査に支障が生じる場合の加算額については別途協議の上で定めることとする。

※確認を他機関で受けたものに係る手数料については、上表に、別表「他機関で確認申請を行い、センターで検査を受ける場合に加算する額」に示された額を加える。

※令和6年度以前に確認を受け、令和7年度以降に着工したものであって、新2号等に該当する場合は、追加書類審査に係る以下の審査手数料を加算する

100～200 m<sup>2</sup>は16,000円、200～300 m<sup>2</sup>は20,000円、

300～500 m<sup>2</sup>は25,000円、500 m<sup>2</sup>超は30,000円

## 完了検査手数料表

申請床面積	業務区分	新2号等		新3号		型式適合
		中間有り	中間無し	中間有り	中間無し	
100 m <sup>2</sup> 以下	基本額		30,000		28,000	28,000
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	40,000	42,000	34,000	36,000	36,000
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以下	基本額	50,000	52,000	42,000	44,000	44,000
300 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	基本額	58,000	60,000	50,000	52,000	52,000
500 m <sup>2</sup> 超	基本額	68,000	70,000	58,000	60,000	60,000
昇降機	1台ごと	25,000				

※本表における申請床面積は、検査に係る床面積とする

※島しょ部の検査は6,600円を加算する、但し定期航路の利便上検査に支障が生じる場合の加算額については別途協議の上で定めることとする。

※確認を他機関で受けて弊社に完了検査を申請した場合（中間検査を弊社で受けたものを除く）の手数料については、上表に別添「他機関で確認申請を行い、弊社で検査を受ける場合に加算する額」を加える。

※令和6年度以前に確認を受け、令和7年度以降に着工したものであって、新2号等に該当する場合は、新2号等に該当する建築物の床面積の合計に応じて、追加書類審査に係る以下の審査手数料を加算する（但し、中間検査時に審査したときを除く）  
100 m<sup>2</sup>以下は13,000円、100～200 m<sup>2</sup>は16,000円、200～300 m<sup>2</sup>は20,000円、  
300～500 m<sup>2</sup>は25,000円、500 m<sup>2</sup>超は30,000円

## 他機関で確認申請を行い、センターで検査を受ける場合に加算する額

床面積	業務区分	新2号等	新3号	型式適合
100 m <sup>2</sup> 以下	基本額	22,000	15,000	12,000
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	28,000	19,000	15,000
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以下	基本額	36,000	24,000	19,000
300 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	基本額	45,000	30,000	24,000
500 m <sup>2</sup> 超	基本額	54,000	36,000	29,000
壁量計算等による軽微変更の審査加算額		下記注1による		
適判対象部分がない又は仕様規定の適用により適判等が省略された場合の省エネ審査加算額		省エネに係る変更がない	0	
		適判不要な範囲で変更有	8,000	
添付された適判通知書等（軽微な変更該当証明書を含む、次号も同じ）からは変更のない場合の省エネ審査加算額		住宅用プログラム	22,000	
		モデル建物入力法小規模版	15,000	
		モデル建物入力法通常版	30,000	
		標準入力法	60,000	
面積共通：適判通知書等がない、又は適判通知書等から変更がある場合の省エネ審査加算額		住宅用プログラム	45,000	
		モデル建物入力法小規模版	30,000	
		モデル建物入力法通常版	60,000	
		標準入力法	120,000	

注1 構造計画において、壁量計算等により構造安全性を確認することで「軽微な変更」を行っている場合は、当該建築物の床面積及び特例の区分ごとに確認申請手数料表の「構造計算ありの加算額」の欄に示した金額を加算する。

※本表における床面積については、以下の場合を除き、確認申請の申請部分の延べ面積とする。

- ・既存建築物に増築する場合は、既存部分（同一棟に限る）の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した面積とする。
- ・大規模な修繕、大規模な模様替えの場合は、修繕又は改修に係る建築物の床面積の1/2の面積とする。

## 性能評価手数料（いずれも消費税込み）

## 設計住宅性能評価（戸建て住宅（併用住宅を含む））

床面積	業務区分	型式性能認定でない		型式性能認定	
		弊社確認	それ以外	弊社確認	それ以外
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	41,800	60,500	31,900	50,600
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	52,800	77,000	41,800	66,000
選択項目加算 1-2～10-1		1,100	1,100	550	550
長期使用構造確認を併願		6,600	6,600	6,600	6,600

※変更の審査手数料は、弊社で直前の設計性能評価を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とする。

## 長期使用構造等確認（戸建て住宅（併用住宅を含む））

床面積	業務区分	型式性能認定でない		型式性能認定	
		弊社確認	それ以外	弊社確認	それ以外
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	48,400	67,100	38,500	57,200
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	59,400	83,600	48,400	72,600

※変更の審査手数料は、弊社で直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とする。

## 建設住宅性能評価（戸建て住宅（併用住宅を含む））

床面積	業務区分	型式性能認定でない			
		弊社設計評価	それ以外		
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	110,000	165,000		
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	143,000	214,500		
床面積	業務区分	型式性能認定		型式性能認定かつ認証	
		弊社設計評価	それ以外	弊社設計評価	それ以外
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	74,800	112,200	70,400	105,600
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	107,800	161,700	103,400	155,100

※島しょ部の検査は6,600円を加算する、ただし定期航路の利便上検査に支障が生じる場合の加算額については別途協議の上で定めることとする。

## 設計住宅性能評価（共同住宅、長屋）

床面積	業務区分	手数料
1,000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	308,000+19,800×戸数
1,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	517,000+19,800×戸数
50,000 m <sup>2</sup> 超	基本額	957,000+19,800×戸数
選択項目加算 1-2～10-1		550×項目×戸数
長期使用構造確認を併願		55,000+6,600×戸数

※変更の審査手数料は、弊社で直前の設計性能評価を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とする。

## 長期使用構造等確認（共同住宅、長屋）

床面積	業務区分	手数料
1,000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	363,000+26,400×戸数
1,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	572,000+26,400×戸数
50,000 m <sup>2</sup> 超	基本額	1,012,000+26,400 戸数

※変更の審査手数料は、弊社で直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とする。

## 建設住宅性能評価（共同住宅、長屋）

床面積	業務区分	弊社で設計性能評価	それ以外
全面積共通	基本額	429,000+25,300×戸数	左記の1.5倍
選択項目加算	1-2～10-1	550×項目×戸数	左記の1.5倍

※島しょ部の検査は6,600円を加算する、ただし定期航路の利便上検査に支障が生じる場合の加算額については別途協議の上で定めることとする。

建設性能評価における再検査、特定測定物質の濃度測定、限界耐力計算法等の審査、評価書の再交付等の手数料については、業務規程を参照してください。

## 省エネ適判手数料(いずれも消費税込み)

## 省エネ適判(戸建て住宅)

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	33,000	66,000	1,100
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	33,000	66,000	1,100
変更手数料		16,500	33,000	1,100
軽微変更証明		3,300	6,600	3,300

※当初申請が併願でも変更時には省エネ適判のみが申請される場合は、本社で確認のとき 16,500 円、他社で確認のとき 33,000 となる。

## 省エネ適判(共同建ての住宅)

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
1000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	22,000 + 11,000 ×戸数	44,000 + 22,000 ×戸数	5,500 + 1,100 × 戸数

※併用住宅の場合は、本表と別表により算出された額の合算とする。

※変更の審査手数料は、上記手数料の 50% に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は上記の 10% とする。

※戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は 1 とみなす。

## 省エネ適判(住宅と非住宅の併用建物)

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅又は共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とする。その際、住宅部分を仕様規定への適合とした場合でも、上表の該当部分を適用する。

## 省エネ適判(非住宅であって省エネ計算対象外室のみの用途)

申請に係る建築物全体が、省エネ計算対象外室のみの用途の場合の審査手数料は面積に関わらず一律 11,000 円とする。

省エネ計算対象となる用途との併用建築物の場合は、本部分の審査手数料を 11,000 として加算する。



## 省エネ適判(住宅以外)

モデル建物法（小規模版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	300 m <sup>2</sup> 以下	22,000×N	22,000×N	22,000×N
モデル建物法（通常版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200 m <sup>2</sup> 以下	88,000×N	66,000×N	44,000×N
	200～500 m <sup>2</sup>		99,000×N	66,000×N
	500～1000 m <sup>2</sup>		132,000×N	88,000×N
標準入力法による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200 m <sup>2</sup> 以下	176,000×N	132,000×N	88,000×N
	200～500 m <sup>2</sup>		198,000×N	132,000×N
	500～1000 m <sup>2</sup>		264,000×N	176,000×N

※用途は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とする

A種：ホテル等、病院等、集会所等、

B種：事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C種：工場等

※Nは、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数1の時1.0、2の時1.2、3の時1.4、4以上の時1.6とする

※同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は1とみなす。

※種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用する。

※他社で確認申請手続きを行う場合は上記料金の2倍とする

※変更の審査手数料は、上記手数料の50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は3,300円とする。